

変 更 案				現 行			
第1 (略) 第2 周波数割当表 1～7 (略) 第1表 (略)				第1 (略) 第2 周波数割当表 1～7 (略) 第1表 (略)			
第2表 27.5MHz～10000MHz				第2表 27.5MHz～10000MHz			
国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件	国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)	(略)	(5)	(6)	(4)	(略)	(5)	(6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1455.35- 1475.9 J 67	固定 移動 J 108	電気通信業務用 電気通信業務用 一般業務用	(略) 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。一般業務用での使用はデジタルMCA陸上移動通信用とし、割当ては1455.35-1465MHz帯に限るものとし、1503.35-1513MHz帯と対の二周波方式に限る。	1455.35- 1475.9 J 67	固定 移動 J 108	電気通信業務用 電気通信業務用 一般業務用	(略) 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。一般業務用での使用はデジタルMCA陸上移動通信用とし、割当ては1455.35-1465MHz帯に限るものとし、1503.35-1513MHz帯と対の二周波方式に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1503.35- 1518 J 67 J 94	固定 移動 J 108	電気通信業務用 電気通信業務用 一般業務用	(略) 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。一般業務用での使用はデジタルMCA陸上移動通信用とし、割当ては1503.35-1513MHz帯に限るものとし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。	1503.35- 1518 J 67 J 94	固定 移動 J 108	電気通信業務用 電気通信業務用 一般業務用	(略) 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。一般業務用での使用はデジタルMCA陸上移動通信用とし、割当ては1503.35-1513MHz帯に限るものとし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第3表 (略) 国内周波数分配の脚注 J 1～J 107 (略) J 108 北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、 <u>九州総合通信局</u> 及び沖縄総合通信事務所の管轄区域においては、電気通信業務用とする。その他の総合通信局の管轄区域においては、2014年3月31日までは一般業務用とし、2014年4月1日からは電気通信業務用とする。 J 109～J 295 (略) 別表1～11-3 (略) 国際周波数分配の脚注 (略)				第3表 (略) 国内周波数分配の脚注 (略) J 1～J 107 (略) J 108 北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域においては、電気通信業務用とする。その他の総合通信局の管轄区域においては、2014年3月31日までは一般業務用とし、2014年4月1日からは電気通信業務用とする。 J 109～J 295 (略) 別表1～11-3 (略) 国際周波数分配の脚注 (略)			
第3・4 (略)				第3・4 (略)			